

介護保険は「予防」と「安心」で暮らしを支える制度です

みんなのあんしん 介護保険

わかりやすい利用の手引き



介護保険に関するお問い合わせは



南足柄市 高齢介護課
TEL. 0465-73-8057



南足柄市地域包括支援センター
TEL. 0465-74-3196

南足柄市

介護保険は高齢者の暮らしを 社会みんなで支える仕組みです

40歳以上の方は、介護保険に加入し、決められた保険料を納めています。その保険料や税金を財源として、介護が必要な方は、費用の一部を負担するだけでさまざまな介護サービスを受けられます。

介護保険は、介護が必要になっても高齢者が地域で安心して暮らしていくことを目指すとともに、いつまでも自立した生活を送れるよう支援します。

本書は、介護保険で受けられるサービスや利用のしかたを説明しています。一日一日をより充実したものにしていただくためにもぜひ本書をご活用ください。



もくじ

しくみと加入者

04 住み慣れた地域でいつまでも元気に

サービス利用の手順

06 介護保険の利用には申請が必要です

08 介護（介護予防）サービス利用の手順

介護サービス【要介護1～5の方へ】

10 介護サービス（居宅サービス）の種類と費用のめやす

15 施設サービスの種類と費用のめやす

介護予防サービス【要支援1・2の方へ】

16 介護予防サービスの種類と費用のめやす

地域密着型サービス

20 住み慣れた地域で受けるサービス

福祉用具貸与・購入、住宅改修

22 生活環境を整えるサービス

費用の支払い

24 自己負担割合と負担の軽減

地域支援事業【非該当の方へ】

26 介護が必要とならないように

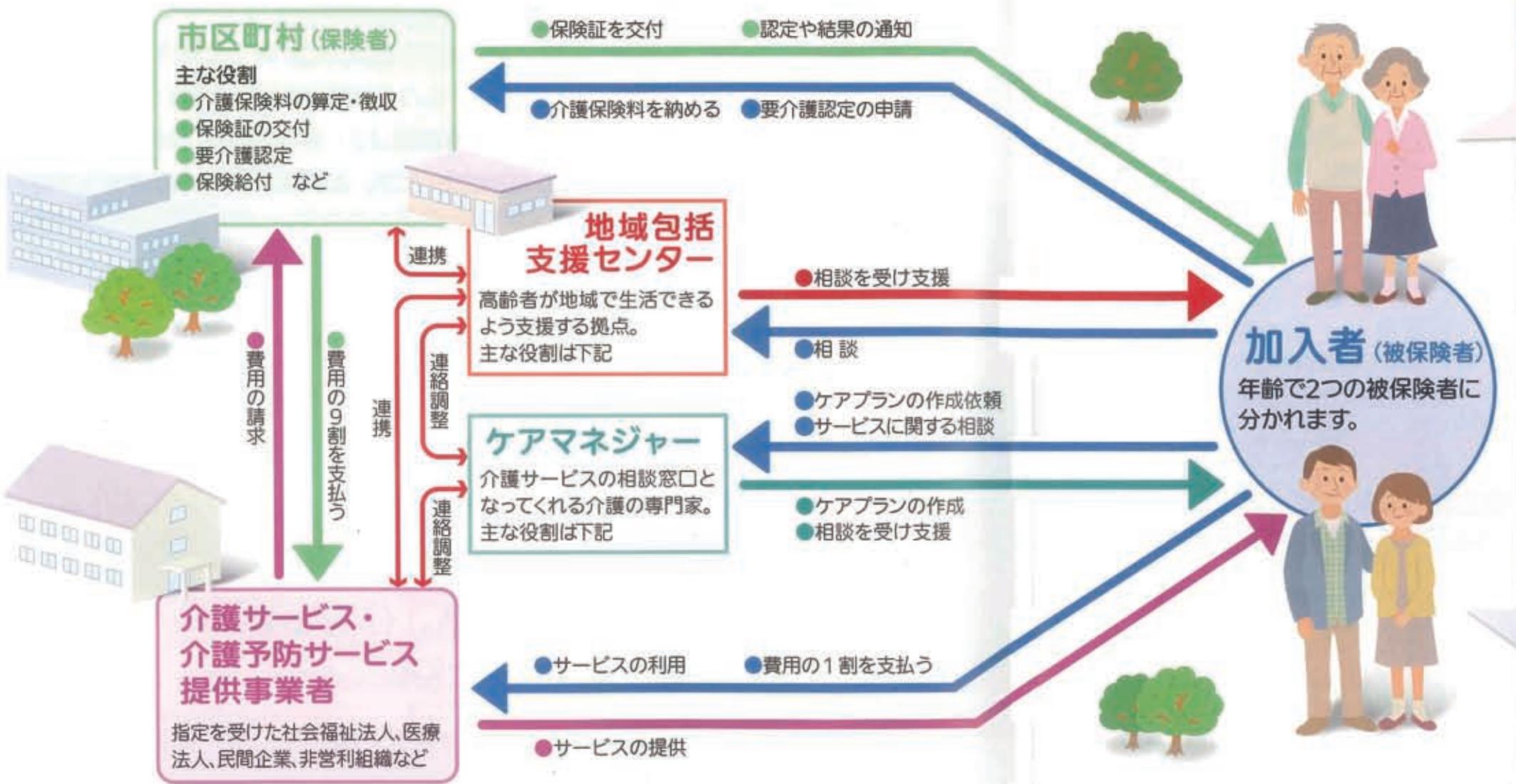
保険料の決め方・納め方

28 社会全体で介護保険を支えています

住み慣れた地域でいつまでも元気に

介護保険は市区町村が運営し、40歳以上の方が加入します。

地域包括支援センターが中核となって、高齢者の暮らしを地域ぐるみで支える制度です。



「地域包括支援センター」とは？

地域包括支援センターは、介護予防ケアプランを作成するほか、市区町村・医療機関・サービス提供事業者・ボランティアなどと協力しながら、地域の高齢者のさまざまな相談に対応する総合的な役割を担っています。

【主にどんなことをするの？】

- 高齢者や家族、地域住民からの介護や福祉に関する相談への対応、支援
- 介護予防ケアプランの作成、介護予防事業のマネジメント
- ケアマネジャーへの支援やネットワークづくり
- 高齢者に対する虐待の防止やその他の権利擁護事業

どんなスタッフがいるの？

社会福祉士
高齢者の権利擁護に関する相談など

主任ケアマネジャー
事業者やケアマネジャーの指導など

保健師(または経験のある看護師)
介護予防ケアプランの作成や介護予防指導など



「ケアマネジャー」とはどんな人？

ケアマネジャーは、利用者の希望や心身の状態にあったサービスが利用できるように導いてくれるサービスの窓口役です。

利用者がケアマネジャーを選ぶことができますし、変えることもできます。その場合は市区町村の介護保険担当の窓口や地域包括支援センターに相談しましょう。

【ケアマネジャーの役割】

- 要介護認定の申請代行
- ケアプランの作成
- 介護サービス事業者との連絡調整
- サービスの再評価とサービス計画の練り直しなど

ケアマネジャーは正式には介護支援専門員といい、「居宅介護支援事業者」に所属しています。



65歳以上(第1号被保険者)の方は
介護や支援が必要であると「認定」を受けた場合に、介護サービス・介護予防サービスを利用できます。
(要介護認定→6~7ページ)

介護が必要となった原因は問われません。

介護保険の保険証

- 1人に1枚ずつ保険証が交付されます。
- 65歳になる月に交付されます。
- 保険証が必要なとき
 - ・要介護認定を申請するとき
 - ・サービスを利用するとき

40～64歳(第2号被保険者)の方は
介護保険で対象となる病気^{*}が原因で「要介護認定」を受けた場合に、介護サービス・介護予防サービスを利用できます。

交通事故などが原因の場合は、介護保険の対象外となります。

*介護保険で対象となる病気(特定疾病)には、下記の16種類が指定されています

●筋萎縮性側索硬化症	●脳血管疾患
●後頭部帶骨化症	●慢性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
●骨折を伴う骨粗しょう症	●閉塞性動脈硬化症
●多系統萎縮症	●関節リウマチ
●初老期における認知症	●慢性関節リウマチ
●脊髄小脳変性症	●両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
●脊柱管狭窄症	●末期がん
●早老症	
●糖尿病性神經障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症	

介護保険の利用には申請が必要です

介護保険を利用するときは、まず市区町村が行う「要介護認定」を受けましょう。
「要介護認定」とは、どれくらい介護サービスが必要か、などを判断するための審査です。

①申請する

申請の窓口は市区町村の介護保険担当課です。申請は、本人のほか家族でもできます。



次のところでも申請の依頼ができます。
(更新申請も含みます。)

- ・地域包括支援センター
- ・居宅介護支援事業者
- ・介護保険施設

申請に必要なもの

●申請書

市区町村の窓口に置いてあります。

●介護保険の保険証

40～64歳の方は健康保険の保険証が必要です。



申請書には主治医の氏名・医療機関名・所在地・電話番号を記入する欄があります。かかりつけの医師がいる方は、確認しておきましょう。

②要介護認定

申請をすると、訪問調査の後に公平な審査・判定が行われ、介護や支援が必要な度合い(要介護度)が決まります。

●訪問調査

市区町村の担当職員などがご自宅等を訪問し、心身の状態や日中の生活、家族・居住環境などについて聞き取り調査を行います。

●主治医の意見書

市区町村の依頼により主治医が意見書を作成します。
※主治医がない方は市区町村が紹介する医師の診断を受けます

●一次判定

訪問調査の結果や、主治医の意見書の一部の項目をコンピュータ入力し、一次判定を行います。

●二次判定(認定審査)

一次判定や主治医の意見書などをもとに、保健、医療、福祉の専門家が審査します。



③結果の通知

通知は申請から原則30日以内に届きます。要介護度に応じて、利用できるサービスや介護保険で認められる月々の利用限度額などが違います。

認定

要介護



要介護 1～5

介護サービス

(居宅サービスまたは施設サービス)を利用できます

利用の手順は
8ページから

要支援



要支援 1・2

介護予防サービス

を利用できます

利用の手順は
8ページから

非該当 (自立)



地域支援事業

を利用できます

利用の手順は
26ページから

介護保険 Q&A

Q 訪問調査ではどんな心構えが必要ですか？

A 利用者の普段の生活や身体の状況を、ありのまま伝えましょう。



基本調査では「片足で立っていられるか」「何かにつかまらないで起き上がるか」など、あらかじめ定められた項目にしたがって、調査員が質問をします。

日常の様子などについて、詳しくたずねられる場合もありますので、できるだけ具体的に伝えましょう。

認知症の方などは、気候や時間帯によって状態が違ってくる場合がありますので、家族が日頃の様子をメモし、伝えたいことを整理しておくとよいでしょう。

介護（介護予防）サービス利用の手順

要介護1～5と認定された方は、ケアマネジャーに希望を伝えてケアプラン（介護サービスの利用計画）を作った上で介護サービスを利用します。
要支援1・2と認定された方は、地域包括支援センターに連絡し、介護予防ケアプラン（介護予防サービスの利用計画）を作った上で介護予防サービスを利用します。

要介護1～5の方

自宅で暮らしながら
サービスを利用したい自宅を中心利用する
介護サービスの種類 (P.10～)

介護保険施設へ入所したい

施設は3タイプ
に分かれます。
(P.15)

要支援1・2の方

①地域包括支援センター
に連絡します● 地域包括支援センターに連絡、
相談をします。
介護予防サービスの種類 (P.16～)①居宅介護支援事業者に
連絡します

- 市区町村などが発行する事業者一覧のなかから**居宅介護支援事業者**（ケアマネジャーを配置しているサービス事業者）選び、連絡します。
- 担当の**ケアマネジャー**が決まります。



①介護保険施設に連絡します

- 入所前に見学したり
サービス内容や利用料について検討した上で、施設に直接申し込みます。



②職員に希望を伝えます

- 家族や地域包括支援センターの職員とこれからどのような生活を希望するのかなどについて話し合います。



②ケアプランを作成します

- 担当のケアマネジャーといっしょにケアプラン（どのようなサービスをどのくらい利用するかを決めた計画書）を相談しながら作成します。

ケアプランの作成は「居宅介護支援」(P.10)に含まれており、無料です。



③サービスを利用します

- サービス事業者と契約します。
- 契約にあたってはサービス内容や料金などをよく確認しましょう。
- ケアプランにそって介護サービスを利用します。



②ケアプランを作成します

- 入所した施設のケアマネジャーとケアプランを作ります。



③サービスを利用します

- ケアプランにそって介護サービスを利用します。



③介護予防ケアプランを作ります

- 地域包括支援センターの職員と介護予防ケアプラン（どのようなサービスをどのくらい利用するかを決めた計画書）を相談しながら作成します。

介護予防ケアプランの作成は「介護予防支援」(P.16)に含まれており、無料です。



④介護予防サービスを利用します

- サービス事業者と契約します。
- 契約にあたってはサービス内容や料金などをよく確認しましょう。
- 介護予防ケアプランにそって介護予防サービスを利用します。

介護サービス【要介護1～5の方へ】

介護サービス(居宅サービス)の種類と費用のめやす

居宅サービスとは、自宅を中心に利用するサービスです。「施設に通う」「短期間施設に入所する」など、さまざまな種類のサービスが用意されています。

これらのサービスの中から、利用者の希望に合うものを組み合わせて利用できます。

※費用は施設の体制などによって異なります

※「地域密着型サービス」については20・21ページをご覧ください

ケアプランの作成・サービス利用についての相談

きよたくかいごしえん 居宅介護支援

ケアマネジャーがケアプランを作成するほか、利用者が安心して介護サービスを利用できるよう支援します。

ケアプランの作成
および相談は無料です。
(全額を介護保険で負担します。)



ケアプランの作成例

【要介護3/Aさんの場合】

状態・要望
・夫は入院中のため、現在はひとり暮らし
・脳梗塞で倒れ、退院して間もない
・歩行が不安定
・足の筋力を回復し、自分で家事ができるようになりたい

	月	火	水	木	金	土	日
早朝	6:00						
午前	8:00						
午後	10:00	通所 リハビリ テーション	訪問介護	訪問介護	訪問 リハビリ テーション		
午後	12:00	11:00	11:00	11:00	11:45	11:45	
午後	14:00	10:00	10:00	10:00	10:45	14:30	
午後	16:00	生活援助 ・調理 ・洗濯	生活援助 ・調理 ・掃除	生活援助 ・調理 ・掃除	16:30	15:00	
夜間	18:00						
夜間	20:00						
夜間	22:00	足の筋力回復のための機能訓練を行う。 外出することがよい気分転換にも。					
深夜	0:00						
深夜	2:00						
深夜	4:00						

週単位以外のサービス | 「福祉用具貸与」で特殊寝台を借りる

日常生活の手助けをしてもらう

ほうもんかいご 訪問介護

(ホームヘルプサービス)

ホームヘルパーが訪問し、身体介護や生活援助を行います。

〈身体介護中心〉

- 食事、入浴、排せつのお世話
- 衣類やシーツの交換など

〈生活援助中心〉

- 住居の掃除、洗濯、買い物
- 食事の準備、調理など



ご注意ください

本人以外のためにすることや、日常生活上の家の範囲を超えることなどは、サービスの対象外です。

- 本人が使う部屋以外の清掃
- 本人以外の人の物の洗濯
- 来客の応対
- ペットの世話
- 草むしり
- 模様替えなど

自己負担(1割)のめやす

身体介護中心	20分未満	170円
生活援助中心	20分～30分未満	254円
身体介護中心	20分～45分未満	190円
生活援助中心	45分以上	235円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります

納得のいくケアプランのために

ケアプランはこれから的生活の設計図。目標の達成につながるサービスがきちんと組み込まれていることが大切です。

ケアプランを作成することは、どんな生活を送りたいかをよく考えるきっかけになります。「全て担当のケアマネジャーさんにお任せ」というのではなく、希望や目標をケアマネジャーに積極的に伝えましょう。

サービス利用開始から一定期間後、目標が達成されているか評価します。サービス利用の途中でも「自分の生活に合わない」「改善が見られない」という場合は、ケアプランの見直しができますので、遠慮なくケアマネジャーに相談してください。



介護サービス【要介護1～5の方へ】

介護サービス(居宅サービス)の種類と費用のめやす

自宅を訪問してもらう

訪問入浴介護

移動入浴車などで
訪問し、入浴の介
助を行います。



自己負担(1割)のめやす

1回 1250円

訪問リハビリテーション

リハビリ(機能回復訓
練)の専門家が訪問し、
リハビリを行います。



自己負担(1割)のめやす

1回 305円

お医者さんの指導のもとの助言・管理

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士など
が訪問し、薬の飲み方、食事など療養
上の管理・指導をします。

自己負担(1割)のめやす

【同日、同じ建物にサービスを受ける人がほかにいない場合】

医師・歯科医師の場合(月2回まで)	500円
医療機関の薬剤師の場合(月2回まで)	550円
薬局の薬剤師の場合(月4回まで)	500円
歯科衛生士等の場合(月4回まで)	350円

訪問看護

看護師などが訪問し、床ずれの
手当てや点滴の管理などを行
います。



自己負担(1割)のめやす

病院・ 診療所から	20分～30分未満	381円
	30分～1時間未満	550円
訪問看護 ステーションから	20分～30分未満	472円
	30分～1時間未満	830円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります

「居宅療養管理指導」は

「訪問看護」と何が違うの?

「訪問看護」は、医師の指示によって注射などの医療行為が行
われますが「居宅療養管理指導」には、医療行為は伴いません。日
常生活で注意すべき点などについて相談したり、アドバイスを
受けたりするサービスです。ですから、可能ならば利用者だけ
なく、家族や介護する人もいっしょにアドバイス等を聞いておくとより効果的です。



施設に通う

通所介護

(デイサービス)

デイサービスセンターで、食事・入浴な
ど介護や機能訓練が日帰りで受けら
れます。

基本のサービスに加えて

- 個々の状態に応じた機能訓練(個別機能訓練)
 - 食事に関する指導など(栄養改善)
 - 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練
法の指導など(口腔機能向上)
- などのメニューを選択して利用できます。

自己負担(1割)のめやす

【通常規模の施設／7～9時間未満の利用の場合】

要介護 1	690円
要介護 2	811円
要介護 3	937円
要介護 4	1063円
要介護 5	1188円

※利用するメニューによって別に費用が加算されます

- ・個別機能訓練 42円／1回
- ・栄養改善 150円／1回
- ・口腔機能向上 150円／1回 など

※食費、日常生活費は別途負担となります

通所リハビリテーション

(デイケア)

介護老人保健施設や病院・診療所で、日帰
りの機能訓練などが受けられます。

基本のサービスに加えて

- 食事に関する指導など(栄養改善)
- 口の中の手入れ方法や、咀嚼・^{モレカク}飲み込みの訓練
法の指導など(口腔機能向上)

などのメニューを
選択して利用できます。



自己負担(1割)のめやす

【通常規模の施設／6～8時間未満の利用の場合】

要介護 1	671円
要介護 2	821円
要介護 3	970円
要介護 4	1121円
要介護 5	1271円

※利用するメニューによって別に費用が加算されます

- ・栄養改善 150円／1回
- ・口腔機能向上 150円／1回 など

※食費、日常生活費は別途負担となります

「通う」サービスはなぜいいの?

介護が必要になると、外に出る機会が少なくなりがちです。そこ
で、サービスを選ぶときに軸としたいのが「通所サービス」です。運
動量が増えることなどによりできることが増えることに加えて、外
に出ることで、気分転換にもなりますし、利用者同士の交流で社交
性を取り戻したりするメリットもあります。

ただし「社交が苦手」「どうしても外に出て行く気になれない」と
いう場合もあるので、利用者の気持ちに配慮することも大切です。



介護サービス【要介護1～5の方へ】

介護サービス(居宅サービス)の種類と費用のめやす

短期間施設に泊まる

たん き にゅうしょ せい かつ かい ご
短期入所生活介護

(ショートステイ)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす

【併設型の施設の場合】

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型準個室
要介護 1	609円	682円	711円
要介護 2	679円	751円	781円
要介護 3	751円	822円	854円
要介護 4	821円	891円	924円
要介護 5	890円	959円	993円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります

※連続した利用が30日を超えた場合、31日目からは全額自己負担となります

※食費、日常生活費、滞在費は別途負担となります

※従来型個室とは共同生活室(リビング)を併設していない個室

※ユニット型個室とは、共同生活室(リビング)を併設している個室

たん き にゅうしょ よりょうよう かい ご
短期入所療養介護

(医療型ショートステイ)

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療や介護、機能訓練が受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす

【介護老人保健施設の場合】

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型準個室
要介護 1	750円	826円	829円
要介護 2	797円	874円	876円
要介護 3	860円	937円	940円
要介護 4	912円	990円	993円
要介護 5	965円	1043円	1046円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります

※連続した利用が30日を超えた場合、31日目からは全額自己負担となります

※食費、日常生活費、滞在費は別途負担となります

特定施設に入居者が利用する介護サービス

とくてい し せつにゅうきょ しゃ せい かつ かい ご
特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入所している人が受けるサービスです。食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす

要介護 1	560円
要介護 2	628円
要介護 3	700円
要介護 4	768円
要介護 5	838円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります
※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります

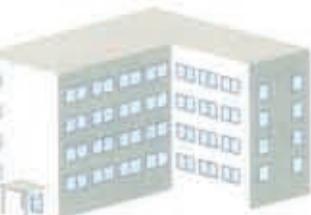
その他のサービス

地域密着型サービス 20・21 ページ

福祉用具貸与・購入、住宅改修 22・23 ページ

施設サービスの種類と費用のめやす

施設サービスは、どのような介護が必要かによって3つのタイプに分かれます。このなかから入所する施設を選び、利用者が直接申し込んで契約を結びます。



※要支援の方は施設サービスは利用できません

※施設サービスの費用は、要介護度や施設の体制、部屋のタイプによって異なります

※従来型個室、多床室、ユニット型個室の違いについては、14ページを参照してください

生活介護が中心の施設

かい ご ろう じん ふく し し せつ
介護老人福祉施設

(特別養護老人ホーム)

つねに介護が必要で、自宅では介護ができない方が対象の施設です。食事・入浴など日常生活の介護や健康管理を受けられます。

1カ月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型準個室
要介護 1	約1万7310円	約1万8900円	約1万9770円
要介護 2	約1万9410円	約2万 970円	約2万1870円
要介護 3	約2万1570円	約2万3100円	約2万4060円
要介護 4	約2万3670円	約2万5170円	約2万6160円
要介護 5	約2万5740円	約2万7210円	約2万8230円

介護やリハビリが中心の施設

かい ご ろう じん ほ けん し せつ
介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設です。医学的な管理のもとでの介護や看護、リハビリを受けられます。

1カ月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型準個室
要介護 1	約2万1300円	約2万3580円	約2万3670円
要介護 2	約2万2710円	約2万5020円	約2万5080円
要介護 3	約2万4600円	約2万6910円	約2万7000円
要介護 4	約2万6160円	約2万8500円	約2万8590円
要介護 5	約2万7750円	約3万 90円	約3万 180円

医療が中心の施設

かい ご りょう よう がた い りょう し せつ
介護療養型医療施設

急性期の治療が終わり、病状は安定しているものの、長期間にわたり療養が必要な方が対象の施設です。介護体制の整った医療施設(病院)で、医療や看護などを受けられます。

1カ月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型準個室
要介護 1	約2万 100円	約2万3370円	約2万3460円
要介護 2	約2万3340円	約2万6610円	約2万6700円
要介護 3	約3万 330円	約3万3600円	約3万3690円
要介護 4	約3万3330円	約3万6570円	約3万6660円
要介護 5	約3万6000円	約3万9270円	約3万9360円

介護予防サービスの種類と費用のめやす

介護予防サービスは、状態の改善と悪化の予防を目的としたサービスです。

できないことを補助するだけでなく、利用者本人のできることを増やし、いきいきとした生

※費用は施設の体制などによって異なります ※「地域密着型サービス」については20・21ページをご覧ください

介護予防ケアプランの作成・サービス利用についての相談

かい ご よ ほ う し えん

介護予防支援

地域包括支援センターの職員が中心となって、
介護予防ケアプランを作成するほか、利用者が
安心して介護予防サービスを利用できるよう支
援します。



介護予防ケアプランの作成
および相談は無料です。
(全額を介護保険で負担します。)

介護予防ケアプランの作成例

【要支援2/Bさんの場合】

状態・要望
・つかまって歩くことならできる
・食欲がなく、やせてきた
・ひとり暮らしを続けたい
・家事はなるべく自分でやりたい

	月	火	水	木	金	土	日
6:00							
8:00							
10:00		介護予防 通所介護		介護予防 通所介護	介護予防 通所介護	介護予防 通所介護	
12:00		10:00		11:00	10:00	11:00	
14:00				12:00		14:00	
16:00		14:00				12:00	
18:00							
20:00	外出の機会を設けること で生活にメリハリ。		ヘルパーさんと一緒に 調理する楽しみができ、 食欲も増進。				
22:00							
0:00							
2:00							
4:00							

週単位以外のサービス 「福祉用具貸与」で歩行補助つえを借りる

活を送れるよう支援します。

日常生活の手助けをしてもらう

介護予防訪問介護



ホームヘルパーが訪問し、調理や掃除などを利用者といっしょに行い、利用者が自分でできることが増えるよう支援します。

1ヶ月あたりの自己負担(1割)のめやす	
週1回程度の利用	1220円
週2回程度の利用	2440円

※上表の回数を超える利用は要支援2の方に限ります(1ヶ月3870円)

自宅を訪問してもらう

介護予防訪問入浴介護

移動入浴車などで訪問し、利用者のできる範囲での入浴のお手伝いをします。

自己負担(1割)のめやす

1回	854円
----	------

介護予防訪問リハビリテーション

専門家が訪問し、利用者が自分で行える体操やリハビリなどを指導します。

自己負担(1割)のめやす

1回	305円
----	------

お医者さんの指導のもとの助言・管理

介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などが訪問し、利用者の改善を目的とした薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導をします。

自己負担(1割)のめやす

【同日、同じ建物にサービスを受ける人がほかにいない場合】

医師・歯科医師の場合(月2回まで)	500円
医療機関の薬剤師の場合(月2回まで)	550円
薬局の薬剤師の場合(月4回まで)	500円
歯科衛生士等の場合(月4回まで)	350円

介護予防訪問看護

看護師などが訪問し、介護予防を目的とした療養上のお世話や必要な診療の補助などを行います。

自己負担(1割)のめやす

病院・ 診療所から	20分～30分未満	381円
	30分～1時間未満	550円
訪問看護 ステーションから	20分～30分未満	472円
	30分～1時間未満	830円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります

介護予防サービス【要支援1・2の方へ】

介護予防サービスの種類と費用のめやす

施設に通う

介護予防通所介護

デイサービスセンターで、食事・入浴などのサービスや、生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニングなどが日帰りで受けられます。



基本のサービスに加えて

- 筋力トレーニングなどの機能訓練(運動器機能向上)
 - 食事に関する指導など(栄養改善)
 - 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練指導など(口腔機能向上)
- などのメニューを選択して利用できます。

1か月あたりの自己負担(1割)のめやす

要支援 1	2099円
要支援 2	4205円

※利用するメニューによって別に費用が加算されます

- ・運動器機能向上 225円/月
- ・栄養改善 150円/月
- ・口腔機能向上 150円/月 など

※食費、日常生活費は別途負担となります

事業者を選ぶために…

介護保険は「利用者本位」が原則。利用者の意思が最も尊重されますので、自分なりに情報を集めることも大切です。

全てのサービス提供事業者・施設には、決められた項目にそった情報を公開することが義務づけられています。「介護サービス情報公表支援センター」のホームページから閲覧できますので、インターネットが使える方は、参考にしてください。

また、デイサービスセンターなどの施設を比較・検討するなら、実際に見学や体験利用をしてみることをお勧めします。職員の対応や食事の内容などをよくチェックしてみましょう。



介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院・診療所で、介護予防を目的とした生活機能の維持向上のための機能訓練などを日帰りで受けられます。



基本のサービスに加えて

- 筋力トレーニングなどの機能訓練(運動器機能向上)
 - 食事に関する指導など(栄養改善)
 - 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練指導など(口腔機能向上)
- などのメニューを選択して利用できます。

1か月あたりの自己負担(1割)のめやす

要支援 1	2412円
要支援 2	4828円

※利用するメニューによって別に費用が加算されます

- ・運動器機能向上 225円/月
- ・栄養改善 150円/月
- ・口腔機能向上 150円/月 など

※食費、日常生活費は別途負担となります

短期間施設に泊まる

介護予防

短期入所生活介護

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などのサービスや、生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす 【併設型の施設の場合】

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型準個室
要支援 1	455円	499円	533円
要支援 2	566円	614円	662円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります

※連続した利用が30日を超えた場合、31日目からは全額自己負担となります

※食費、日常生活費、滞在費は別途負担となります

介護予防

短期入所療養介護

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療や介護、生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす 【介護老人保健施設の場合】

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型準個室
要支援 1	576円	612円	619円
要支援 2	716円	766円	775円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります

※連続した利用が30日を超えた場合、31日目からは全額自己負担となります

※食費、日常生活費、滞在費は別途負担となります

施設に入っている人が利用する介護サービス

介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入所している人が受けるサービスです。食事・入浴などのサービスや生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす

要支援 1	196円
要支援 2	453円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります

その他のサービス

地域密着型サービス 20・21 ページ

福祉用具貸与・購入、住宅改修 22・23 ページ

しくみと加入者

サービス利用の手順

介護サービス

地域密着型サービス

福祉用具貸与・購入、住宅改修

費用の支払い

地域支援事業

保険料の決め方、納め方

地域密着型サービス

住み慣れた地域で受けるサービス

住み慣れた地域を離れずに生活を続けられるように、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供されるサービスです。利用者は市区町村の住民に限定され、市区町村が事業者の指定や監督を行います。

※費用は施設の体制などによって異なります ※サービスの種類、内容などは市区町村によって異なります

24時間対応の訪問サービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

介護職員と看護師が一体または密接に連携し、定期的に訪問します。また、利用者の通報や電話などに対して随時対応します。

1ヶ月あたりの自己負担(1割)のめやす
【介護、看護一体型事業所の場合】

要介護度	介護のみ利用	介護と看護を利用
要介護 1	6670円	9270円
要介護 2	1万1120円	1万3920円
要介護 3	1万7800円	2万 720円
要介護 4	2万2250円	2万5310円
要介護 5	2万6700円	3万 450円



※要支援の方は利用できません

夜間の訪問サービス

夜間対応型訪問介護

夜間に定期的にヘルパーが巡回して介護を行う訪問介護と、緊急時に利用者が通報するとヘルパーが急行する24時間態勢の訪問介護があります。

自己負担(1割)のめやす
【基本対応の場合】

1ヶ月 1000円

※要支援の方は利用できません

認知症の方向けのサービス

認知症対応型通所介護

(介護予防認知症対応型通所介護)

認知症の高齢者が食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられます。

自己負担(1割)のめやす
【7~9時間未満の利用の場合】



※食費、日常生活費は別途負担となります

要支援 1	890円
要支援 2	995円
要介護 1	1030円
要介護 2	1141円
要介護 3	1253円
要介護 4	1365円
要介護 5	1477円

認知症対応型共同生活介護

(介護予防認知症対応型共同生活介護)

認知症の高齢者が共同で生活できる場(住居)で、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。

1日あたりの自己負担
(1割)のめやす

要支援 2	798円
要介護 1	802円
要介護 2	840円
要介護 3	865円
要介護 4	882円
要介護 5	900円

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります
※要支援 1の方は利用できません

通い・訪問・泊まりなどを組み合わせたサービス

小規模多機能型住宅介護 (介護予防小規模多機能型住宅介護)

小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、施設に「泊まる」サービスを柔軟に受けられます。

1ヶ月あたりの自己負担(1割)のめやす

要支援 1	4469円
要支援 2	7995円
要介護 1	1万1430円
要介護 2	1万6325円
要介護 3	2万3286円
要介護 4	2万5597円
要介護 5	2万8120円



※食費、日常生活費、滞在費は別途負担となります

複合型サービス

利用者の状況に応じて、小規模な住居型の施設への「通い」、自宅に来てもらう「訪問」(介護と看護)、施設に「泊まる」サービスを柔軟に受けられます。

1ヶ月あたりの自己負担(1割)のめやす

要介護 1	1万3255円
要介護 2	1万8150円
要介護 3	2万5111円
要介護 4	2万8347円
要介護 5	3万1934円

※食費、日常生活費、滞在費は別途負担となります

※要支援の方は利用できません

地域の小規模な施設に移り住んで受ける介護サービス

地域密着型 介護老人福祉施設 (入所者生活介護)

定員30人未満の小規模な介護老人福祉施設で、食事・入浴などの介護や健康管理が受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型準個室
要介護 1	577円	630円	659円
要介護 2	647円	699円	729円
要介護 3	719円	770円	802円
要介護 4	789円	839円	872円
要介護 5	858円	907円	941円

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります

※要支援の方は利用できません

地域密着型

特定施設入居者生活介護

定員30人未満の小規模な介護専用の有料老人ホームなどで、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす

要介護 1	560円
要介護 2	628円
要介護 3	700円
要介護 4	768円
要介護 5	838円

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります

※要支援の方は利用できません

生活環境を整えるサービス

自立した生活をするための福祉用具をかりる

福祉用具貸与(介護予防福祉用具貸与)

次の13種類が貸し出しの対象となります。

原則、要支援1・2の方、要介護1の方は、①～④のみ利用できます。

①は、要介護4・5の方のみ利用できます。(尿のみを自動的に吸引できるものは要支援1・2の方、要介護1～3の方も利用できます)

- ① 手すり(工事をともなわないもの)
- ② スロープ(工事をともなわないもの)
- ③ 歩行器
- ④ 歩行補助つえ(松葉づえ、多点つえ等)
- ⑤ 車いす
- ⑥ 車いす付属品(クッション、電動補助装置等)
- ⑦ 特殊寝台
- ⑧ 特殊寝台付属品(サイドレール、マットレス、スライディングボード、入浴用でない介助用ベルト等)
- ⑨ 床ずれ防止用具
- ⑩ 体位変換器(起き上がり補助装置を含む)

- ⑪ 認知症老人徘徊感知機器(離床センサーを含む)
- ⑫ 移動用リフト(立ち上がり座いす、入浴用リフト、段差解消機、階段移動用リフトを含む)
- ⑬ 自動排せつ処理装置



※原則として対象となっていない用具も必要と認められた場合は例外的に借りることができます

月々の利用限度額の範囲内で、実際にかかった費用の1割を自己負担します。
(用具の種類、事業者によって貸し出し料は異なります。)

トイレ、入浴関連の福祉用具を買う

特定福祉用具購入(特定介護予防福祉用具購入)

支給の対象は、次の5種類です。

- 腰掛便座(便座の底上げ部材を含む)
- 特殊尿器(自動排せつ処理装置の交換部品)
- 入浴補助用具(入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴用介助ベルト等)
- 簡易浴槽
- 移動用リフトのつり具の部分



年間10万円までが限度で、その1割が自己負担です。
(毎年4月1日から1年間)

※指定を受けていない事業者から購入した場合は、支給の対象になりませんのでご注意ください

より安全な生活が送れるように住宅をリフォームする

居宅介護住宅改修(介護予防住宅改修)

生活環境を整えるための小規模な住宅改修に対して、要介護区分に関係なく上限20万円まで住宅改修費が支給されます。

(自己負担1割)

- 工事の前に保険給付の対象となるかどうかを、ケアマネジャーか市区町村の窓口に相談しましょう

手すりの取り付け

滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更



開き戸から引き戸等への扉の取り替え
(ドアノブの変更・戸車等の設置)

和式便器から
洋式便器への取り替え

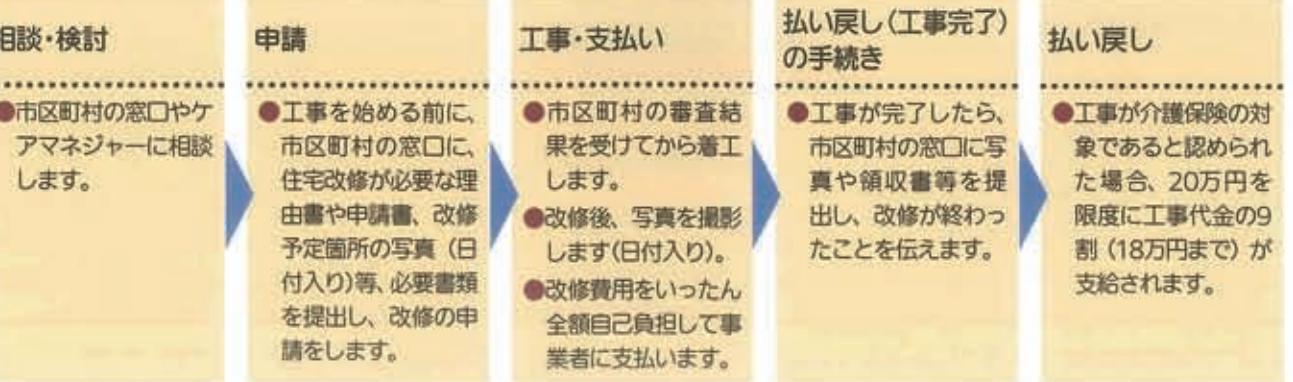
段差の解消

◎介護保険の対象となる工事

- 手すりの取り付け
- 段差や傾斜の解消
(付帯する工事として転落防止柵の設置)
- 滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更
- 開き戸から引き戸等への扉の取り替え、扉の撤去
- 和式から洋式への便器の取り替え
- その他これらの各工事に付帯して必要な工事

※屋外部分の改修工事も給付の対象となる場合があります

◎手続きの流れ【償還払い(後から払い戻される)の場合】



費用の支払い

自己負担割合と負担の軽減

介護保険のサービスを利用したときは、原則として利用料の1割を支払います。自己負担が重くなったときや、所得の低い方には負担を軽減するしくみもあります。

在宅でサービスを利用したときは利用料の1割を支払います

要介護度ごとに1カ月に1割負担で利用できる金額に上限(限度額)が設けられています。(右表)限度額を超えてサービスを利用した分は全額自己負担になります。

- 例 要支援1の人が、5万5000円分のサービスを利用した場合は・・・



サービスの利用限度額(1カ月)

要介護度	利用限度額(1カ月)	自己負担(1割)
要支援1	4万9700円	4970円
要支援2	10万4000円	1万 400円
要介護1	16万5800円	1万6580円
要介護2	19万4800円	1万9480円
要介護3	26万7500円	2万6750円
要介護4	30万6000円	3万 600円
要介護5	35万8300円	3万5830円

●上記の限度額に含まれないサービス(下記のサービスは1割負担で使える限度額が個別に設けられています)

- ・特定福祉用具購入(特定介護予防福祉用具購入)年間10万円 <自己負担 1万円>
- ・居宅介護住宅改修(介護予防住宅改修)20万円(同一住宅) <自己負担 2万円>
- ・居宅療養管理指導(介護予防居宅療養管理指導)医師・歯科医師の場合は1カ月1万円(月2回まで) <自己負担 1000円>など

●施設に入所して利用するサービスは、上記の限度額に含まれません。

自己負担が高額になったとき

同じ月に利用したサービスの1割の利用者負担の合計が高額になり、下記の限度額を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」として後から給付され、負担が軽くなります。

※給付を受けるには、市区町村への申請が必要です

- 同じ世帯にサービス利用者が複数いる場合は、全員の1割の利用者負担を合計します。

自己負担の限度額(月額)

区分	世帯の限度額	個人の限度額
生活保護の受給者の方等	1万5000円	1万5000円
世帯全員が 市区町村民税 非課税で	・老齢福祉年金受給者の方 ・前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方等	2万4600円
	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方等	2万4600円
市区町村民税課税世帯の方	3万7200円	3万7200円



施設サービスを利用したときの費用

施設サービス費の1割に加え、居住費・食費・日常生活費を支払います。



★居住費・食費について

居住費・食費は、施設と利用者との契約により決められますが、施設の平均的な費用を基に、水準額が定められています。

居住費・食費の水準額(1日あたり)

施設の種類	居住費				食費
	従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型準個室	
介護老人福祉施設	1150円	320円	1970円	1640円	1380円
介護老人保健施設・ 介護療養型医療施設	1640円	320円	1970円	1640円	

所得が低い方は、居住費と食費の負担が軽くなります

所得が低い方に対しては、所得に応じた自己負担の上限(限度額)が設けられており、これを超える利用者負担はありません。超えた分は「特定入所者介護サービス費」として、介護保険から給付されます。

※給付を受けるには、市区町村への申請が必要です

居住費・食費の自己負担限度額(1日あたり)

区分	居住費				食費
	従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型準個室	
・生活保護受給者の方等	490円 (320円)	0円	820円	490円	300円
・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市区町村民税非課税の方	490円 (420円)	320円	820円	490円	390円
世帯全員が市区町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方等	1310円 (820円)	320円	1310円	1310円	650円
世帯全員が市区町村民税非課税で、上記に該当しない方					

※()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です

介護保険と医療保険の支払いが高額になったとき

同一世帯内で介護保険・国保など医療保険の両方を利用して、介護と医療の自己負担額が下記の限度額を超えたときは、超えた分が払い戻されます。(高額医療・高額介護合算制度)

※給付を受けるには、市区町村への申請が必要です

- 同じ世帯でも、それぞれが異なる医療保険に加入している家族の場合は合算できません
- 自己負担額を超える額が500円未満のときは支給されません

医療と介護の自己負担合算後の限度額(年額)

区分	75歳以上の方	70~74歳の方	70歳未満の方
現役並み所得者(課税所得145万円以上の方)	67万円	67万円	126万円
一般(市区町村民税課税世帯の方)	56万円	56万円	67万円
低所得者(市区町村民税非課税世帯の方)	31万円	31万円	34万円
世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いたときに所得が0円になる方(年金収入のみの場合80万円以下の方)	19万円	19万円	34万円

※計算期間は、毎年8月から翌年7月までの12カ月間です



介護が必要とならないように

地域支援事業は、要介護認定で「非該当(自立)」と判定された方や地域のすべての高齢者

を対象に、これからも元気でいるためのさまざまなサービスを提供する事業です。

※サービスの種類、内容などは市区町村によって異なります

①65歳以上の方には チェックを行います

65歳以上の方を対象に、日常生活に必要な機能が低下していないかの調査を行います。調査には「基本チェックリスト」を用います。必要に応じて、検査などを行う場合があります。

※要支援・要介護認定を受けている方は対象になりません

基本チェックリスト(例)

- バスや電車で1人で外出していますか?
- 転倒に対する不安は大きいですか?
- 週に1回以上は外出していますか?
- 今日が何月何日かわからない時がありますか?

など、普段の生活や心身の状態に関する質問に、「はい」か「いいえ」で答えます。

その他の地域支援事業 「高齢者の権利を守ります」

地域支援事業では、介護予防に関する支援のほかに、高齢者の権利を擁護するための支援も行っています。

次のようなお悩みは、地域包括支援センターにご相談ください。

貯金通帳や
財産の管理が
自分では不安に
なってきた

悪質な商法によって
高額な買い物を
させられた

など



②地域包括支援センターが 地域の高齢者の状態を 把握します

「基本チェックリスト」の結果や、その他の情報をもとに、今後介護や支援が必要となる可能性の高い方を選定します。



地域包括支援センターは

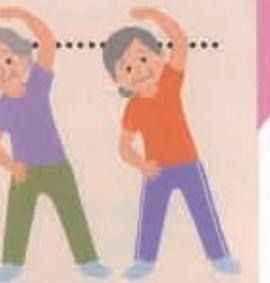
- | | |
|--------|-------|
| ●本人 | ●家族 |
| ●市区町村 | ●保健師 |
| ●各関係機関 | ●主治医 |
| ●民生委員 | ●地域住民 |

からの情報をもとに、地域の高齢者の状態を把握します。

③心身の状態などにより 利用できるサービスが 2つに分かれます

介護や支援を必要としない 元気な高齢者

介護予防に関する情報を受けたり、地域の自主的な介護予防教室などに参加したりできます。
(一次予防事業)



今後、介護や支援が必要となる 可能性が高い高齢者

個別の計画に基づいて必要なサービスを利用します。
(二次予防事業)
※要介護認定審査で「非該当(自立)」と判定された方は、こちらの対象となります



④サービスを選んで 利用します

- 介護予防に関する各種講習会に参加できます。
- 介護予防に関するパンフレットなどの配付を受けます。
- 地域ボランティアの育成のための研修会などに参加できます。

- デイサービスセンターや公民館などの施設に通って、運動や機能訓練などの各種教室に参加します。
- 教室に通うことが困難な方に対しては、保健師などが家庭を訪問して、必要な指導を行います。

介護予防サービスの例

運動器の機能向上

- ストレッチ
- 筋力トレーニング
- 有酸素運動
- バランストレーニングなどの指導や、運動に関する相談受け付け

栄養改善

栄養改善のための、食材の選び方や調理方法などに関する指導や、相談受け付け



口腔機能の向上

- 口の中や義歯の手入れ方法
- 味覚障害や気道感染の予防法
- 咀嚼、飲み込みの訓練法などの指導



閉じこもり、うつ、認知症の予防

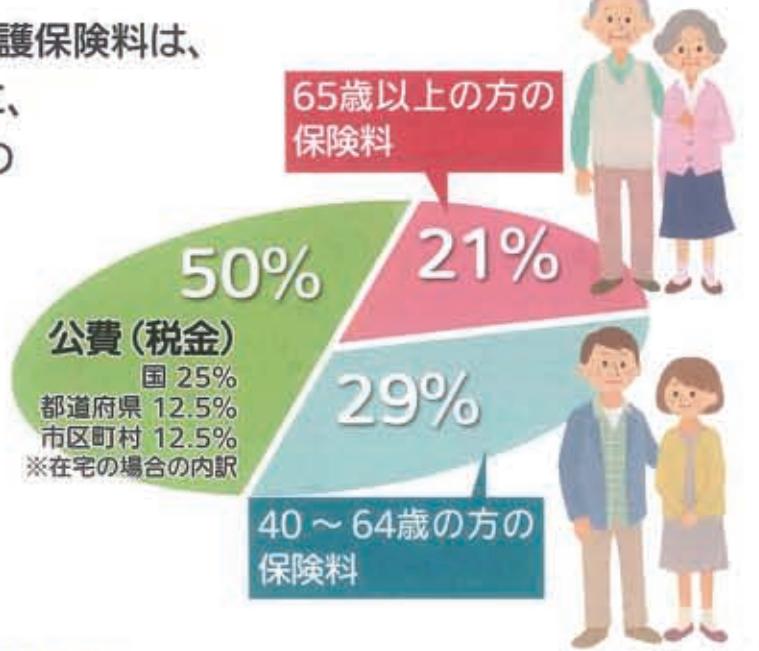
- 運動や機能訓練などの各種教室への参加呼びかけ
- うつ、認知症の治療の必要性の確認



保険料の決め方・納め方

社会全体で 介護保険を支えています

40歳以上のみなさんが納める介護保険料は、国や自治体の負担金などとともに、介護保険を健全に運営するための大切な財源となります。



40~64歳の方の保険料

40~64歳の方(第2号被保険者)の保険料は、加入している医療保険の算定方式を基本として決まります。

	決まり方	納め方
国民健康保険に加入している方	世帯に属している第2号被保険者の人数や、所得などによって決まります。 ※所得の低い方への軽減措置などが市区町村ごとに設けられています	同じ世帯の医療分・後期高齢者支援分と第2号被保険者の介護分を合わせて、世帯主が納めます。
職場の健康保険に加入している方	健康保険組合、共済組合など、加入している医療保険の算定方式に基づいて決まります。	医療分・後期高齢者支援分と介護分を合わせて、給与から差し引かれます。 ※40~64歳の被扶養者(主婦など)は個別に保険料を納める必要はありません

65歳以上の方の保険料

65歳以上の方の保険料は、市区町村の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。



基準額の決まり方

$$\text{市区町村で必要な介護サービスの総費用} \times 65\text{歳以上の方の負担分 } 21\% \div \text{市区町村に住む } 65\text{歳以上の方の人数}$$

$$= \text{南足柄市の保険料の基準額} \quad 47,370\text{円 (年額)}$$

この「基準額」を中心に、所得に応じた負担になるように、10段階の保険料に分かれます。

所得段階	対象となる方	保険料の調整率	保険料(年額)
第1段階	●生活保護受給者の方 ●老齢福祉年金 ^{※1} 受給者で、世帯全員が市県民税非課税の方	基準額 × 0.45	21,310円
第2段階	世帯全員が市県民税非課税の方で、前年の合計所得金額 ^{※2} と前年の課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.50	23,680円
第3段階	世帯全員が市県民税非課税の方で、前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が120万円以下の方	基準額 × 0.70	33,150円
第4段階	世帯全員が市県民税非課税の方で、第2段階、第3段階に該当しない方	基準額 × 0.75	35,520円
第5段階	世帯の誰かに市県民税が課税されているが、本人は市県民税非課税の方で、前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.90	42,630円
第6段階	世帯の誰かに市県民税が課税されているが、本人は市県民税非課税の方で第5段階に該当しない方	基準額 × 1.00	47,370円
第7段階	本人が市県民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方	基準額 × 1.20	56,840円
第8段階	本人が市県民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	基準額 × 1.25	59,210円
第9段階	本人が市県民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上500万円未満の方	基準額 × 1.50	71,050円
第10段階	本人が市県民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上の方	基準額 × 1.75	82,890円

※1 老齢福祉年金 明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です

※2 合計所得金額 「所得」とは、実際の「収入」から「必要経費の相当額」を差し引いた額です

しくみと加入者

サービス利用の手順

介護サービス

介護予防サービス

地域密着型サービス

補助用具貸与・購入

費用の支払い

地域支援事業

保険料の決め方

納め方

保険料の決め方・納め方 社会全体で介護保険を支えています

65歳以上の方の保険料の納め方

納め方は受給している年金^{*}の額によって2通りに分かれます。

*受給している年金とは、老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金をいいます。老齢福祉年金は対象にはなりません

年金が年額18万円以上の方

→年金から「天引き」になります（特別徴収）

- 保険料の年額が、年金の支払い月に年6回に分けて天引きになります。

年金の支払い月に天引きされます
4月 6月 8月 10月 12月 2月

！ 本来、年金から天引きになる「特別徴収」の方でも、一時的に納付書で納める場合があります。

- 年度途中で保険料が増額になった
- 年度途中で65歳になった
- 年度途中で老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった
- 年度途中で他の市区町村から転入した
- 保険料が減額になった
- 年金が一時差し止めになったなど

増額分を納付書で納めます。
原則、特別徴収の対象者として把握される月のおおむね6カ月後から天引きになります。
それまでは、納付書で納めます。

年金が年額18万円未満の方

→「納付書」で各自納めます（普通徴収）

- 市区町村から送られてくる納付書により、取り扱い金融機関で納めます。

忙しい方、なかなか外出ができない方は、
介護保険料の口座振替が便利です。

手続き

- ①介護保険料の納付書、通帳、印かん（通帳届出印）を用意します。
- ②取り扱い金融機関で「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、申し込みます。

※口座振替の開始は、通常、申し込み日の翌月からになります

※口座の残高をご確認ください。残高不足で引き落としできないケースがあります



保険料を滞納すると？

特別な事情がないのに、保険料の滞納が続く場合、未納期間に応じて給付が一時差し止めになったり、利用者負担が1割から3割になったりする措置がとられます。保険料は必ずお納めください。



【1年間滞納した場合】

- サービス利用時の支払い方法の変更（償還払いへの変更）

サービスを利用したとき、いったん利用料の全額を自己負担しなければならなくなります。（9割相当分は後で市区町村から払い戻されます。）

【1年6カ月間滞納した場合】

- 保険給付の一時差し止め
- 差し止め額から滞納保険料を控除

市区町村から払い戻されるはずの給付費（9割相当分）の一部または全部を一時的に差し止めるなどの措置がとられます。なお滞納が続く場合は、差し止められた額から保険料が差し引かれる場合もあります。

【2年以上滞納した場合】

- 利用者負担の引き上げ
- 高額介護サービス費等の支給停止

介護保険料の未納期間に応じて、本来1割である利用者負担が3割に引き上げられたり、高額介護サービス費等が受けられなくなったりします。

困ったときは、 介護保険の 窓口へ…

災害や扶養者の方の失業などで、保険料を納めることが難しい場合は、保険料の減免や猶予が受けられる場合もあります。

困ったときは、お早めに市区町村の介護保険担当課にご相談ください。

介護保険 Q&A

Q サービスを利用してないのですが納めた保険料は返してもらえますか？

A 65歳以上の方の保険料は、地域の介護サービスをまかなう大切な財源になっています。ですから、医療保険と同様に、保険料をお返しすることはありません。介護保険は、助け合いの精神に基づく社会のしくみです。どうぞご理解ください。

